

第 19 回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和 7 年 8 月 26 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 00
場 所	岩国市役所 3 階 31・32 会議室
出 席 者	8 名 (8 / 9) 鳩会長、笹井委員 (代理 : 大井山口県岩国農林水産事務所次長)、正木委員 杉山委員、村越委員、坂根委員、福田委員、山口委員
事 務 局	内坂都市開発部長、片野景観整備課長、増原景観政策班長 中村主任、石尾主事、大上主事、落合主事見習
会 議 の 公 開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

第 1 会議次第

- 1 開会
- 2 岩国市景観審議会委員委嘱状交付
- 3 議題
 - (1) 会長の選任
 - (2) 諮問第 5 号 : 岩国市屋外広告物等に関する条例 (案) について【資料 1】
- 4 その他
 - (1) 景観賞について
- 5 閉会

第 2 配布資料

- ・ 審議会委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 進行予定表
- ・ 岩国市景観審議会付議区分について
- ・ 屋外広告物制度に関する用語集

第 3 審議経過

○開会

杉岡副市長より挨拶

○委嘱状交付 副市長から各委員に委嘱状交付。なお、令和 7 年 7 月 18 日の任期満了をもって、富川久美子委員、江本晃美委員、杉山京子委員が退任。

○会議の成立

委員 9 名中代理出席 1 名を含む 8 名が出席しており、岩国市景観条例施行規則第 21 条第 3 項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

4 会長の選任

○事務局

それでは、これより本日の議事に移ります。

議事の進行につきましては、岩国市景観条例施行規則第 21 条第 2 項の規定に、「会議の議長は、会長をもって充てる」とあり、景観審議会の会長により進行を行うこととしておりますが、これから会長を選任していただくまで、引き続き事務局にて進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議題 1 の「会長の選任」ですが、岩国市景観条例第 31 条第 1 項では、「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」と規定しています。

互選の方法は、同条例施行規則第 22 条に規定されており、「委員の単記無記名投票」によって行う方法と、「指名推薦」によって行う方法の 2 種類がございます。

お手元にお配りしております委員名簿から会長を互選いただくこととなりますが、まずは会長の選任方法につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。

○杉山委員

岩国商工会議所の杉山です。私は、議事を円滑に進めるためにも、事務局に指名推薦していただく方法で会長を選任していただくのがよいのではないかと考えます。皆さまからのご賛同いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局

事務局推薦のご意見をいただきました。事務局の推薦でよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○事務局

ご異議なしということですので、事務局としましては、会長に鵜委員を推薦させていただきます。

鵜委員は、前 2 年間、当審議会の会長を務めていただいております。また、「山口県都市計画審議会会長」など、幅広くご活躍をされておられます。委員の皆様方、ご同意いただけますでしょうか。

○委員一同

異議なし

○事務局

ご異議なしということで、鵜委員が会長に選任されました。

鵜会長、会長席への移動をよろしくお願いいたします。

5 付議書の手交

それでは、議題2に入ります前に、市長からの付議書を会長宛てに提出させていただきたいと存じます。

(内坂部長から鶴会長に付議書を手交)

6 審議

○事務局

それではここからは、岩国市景観条例施行規則第 21 条の規定により、鶴会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、鶴会長、よろしくお願いいたします。

○鶴会長

ただいま説明ありました、鶴でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

一言ご挨拶させていただきます。

私の専門は都市計画でございます、2年前から、岩国市の景観審議会の会長を仰せつかっています。

岩国市は、ご承知のとおり、自然や歴史文化、そういったところが非常に豊富で、非常に豊かな景観があるというふうに認識しております。

とりわけ先ほど副市長の方から話がありましたけれども、錦帯橋周辺の世界遺産登録を目指しているというところです。

こういったところで、重要なのは、やはり市民の方々の意識啓発を含めて、皆さんそろって景観の意識を高めていくということだと思っています。

そのためには市の方も、いろんなコンテストを開催したりとか、いろんな表彰制度を活用したり、そういった意味で景観に関する取組が非常に盛んになっているというふうに理解しております。

この審議会でも、皆さんの忌憚のないご意見、賜りまして進めて参りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速進めて参りたいと思います。

ここに状況から、本日新たに委員になられた方々をお迎えしております。

つきましては簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

そうしたら笹井さんから、名簿順でよろしいでしょうか。

お願いします。

○各委員 (自己紹介)

○鶴会長

皆さんどうもありがとうございました。

それでは早速審議に入りたいと思います。

それでは先ほど、付議書を受け取りました議題2、諮問第5号岩国市屋外広告物等に関する条例(案)について事務局説明をお願いいたします。

○事務局

【1 審議会付議区分について】

事務局の景観整備課長の片野です。

条例（案）の内容の説明に入らせていただく前に、新しく委員に御就任いただいた皆様もおられますので、審議会の付議区分について、ご説明させていただきます。

本日お配りした「岩国市景観審議会付議区分について」をご覧ください。

当審議会では、様々な議題について御審議をいただくこととなりますが、各議題の位置付けについて、ご説明させていただきます。

審議会の付議区分については、

- ・ 条例に基づいて、市長が審議会の意見を伺う「諮問」
- ・ 委員の皆様から提案された議題を審議していただく「委員提案」
- ・ 委員の皆様の専門的見地から意見を伺う「意見聴取」
- ・ 審議会に報告を行う「報告」

となっております。2年前の委員改選時には「議案」という付議区分を設けていましたが、これは条例等に「審議会の議を経て」という条文がある場合を想定していましたが、現時点では景観条例等に該当する条文がないため、今回は付議区分から削除しています。

今後、「議を経る」必要が生じましたら、改めて付議区分に追加させていただきます。

なお、本日の議題であります「岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について」は「諮問」となっています。

【2 岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について】

それでは、議題2「岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について」のご説明をさせていただきます。

今回の条例案につきましては、昨年度からご審議をいただき、内容について検討を重ねてきたところでございます。前回3月の審議会以降の主な動向としては、6月中旬から1か月間パブリックコメントを実施いたしました。資料1の1ページから15ページまでがパブリックコメントで使用した資料です。また、パブリックコメントの実施に合わせ、7月に地元説明会を開催しました。その際のご意見や本市総務課の法務担当との協議等も踏まえ、先ほど都市開発部長から付議書を会長に提出させていただきましたが、本日は最終的な条例案についてご審議をいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

はじめに、今回新しく選任された委員の皆様もいらっしゃいますので、まずは、条例案の制度概要についてご説明させていただきます。

なお、本日「屋外広告物制度に関する用語集」を配布させていただいておりますので、ご参照ください。

1. 制度概要案

では、資料1の1ページをご覧ください。

こちらは、パブリックコメントで使用した資料ですが、この資料で概要説明をさせていただきます。

屋外広告物行政の「現状と課題」から「規制方針案」を設定した経緯と、規制方針に沿う基準案

第 19 回岩国市景観審議会 会議録

をまとめた資料となります。

まず、「1 現状と課題」についてご説明させていただきます。

現在の屋外広告物行政は「岩国市景観計画」と「山口県屋外広告物条例」により運用しております。

「岩国市景観計画」では、屋外広告物等について、「周囲の景観と調和した表示・掲出を誘導すること」という数値基準のない、定性的な基準が定められています。

一方、「山口県屋外広告物条例」では、具体的な数値基準が定められており、国道・県道沿いが主な規制区域となっています。

しかしながら、多くの広告物が申請いただけておらず、適正な安全点検が行われているか不明となっております。

このような現状から、次の2点の「課題」を抽出し、それぞれの課題に対して、「規制方針案」を設定しました。

まず、一つ目の課題は、「岩国城下町地区にふさわしい屋外広告物の定量的な基準の必要性」です。

県条例は下関市と萩市を除く全ての市町を対象としているため、比較的緩やかな基準になっています。

錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組の一つとして、岩国城下町地区（重要文化的景観区域内）の屋外広告物については、県条例よりもきめ細やかな定量的な基準を設定し、より実効性のある制度が必要となります。

そのため、一つ目の議題に対する規制誘導案として、県条例に代えて、岩国城下町地区にふさわしい独自の市条例を制定し、重要文化的景観区域内の屋外広告物を景観形成基準に即したものに誘導していきます。

なお、重要文化的景観について補足しますと、用語集の3ページにも記載していますが、重要文化的景観は文化財の一つであり、国が選定したものになります。

資料の右下の図面で、赤い線で囲んだ範囲が、重要文化的景観の区域です。こちらは、世界文化遺産への登録を見据え、文化遺産である錦帯橋とその周辺の緩衝地帯について広く区域指定されています。

続きまして、二つ目の課題は、「適正な安全点検の必要性」です。

県条例においても安全点検が義務化されていますが、未申請の物件が多いため、適切な点検がされているかどうか把握できておりません。

そのため、二つ目の議題に対する規制方針として、安全性を担保する取組を推進します。

具体的には、屋外広告物制度のこれまで以上の周知や是正指導の徹底を図り、広告主や屋外広告業者の意識醸成を促し、申請率の向上を目指すことで、適切な安全点検が行われるようにします。

以上の規制方針を踏まえ、「4 岩国市屋外広告物等に関する条例（素案）のフレーム」をご説明させていただきます。

県条例では、「屋外広告物を制限する地域」は1種類しかないので、市条例では、4種類の「制限地域」に細分化し、特に、第1種から第3種制限地域の「重要文化的景観区域」内はきめ細やかな景観誘導を行います。

まず、「重要文化的景観区域」内では、自己の事業所ではない場所に表示・掲出する「一般広告

第19回岩国市景観審議会 会議録

物」や、自己の事業所・店舗であっても「屋上広告物」、「電飾看板」は原則禁止となります。

また、県条例では基準が設けられていない、事業所ごとの広告物の上限面積である「総量制限」を地域ごとに設けております。

例えば、「第1種制限地域」、こちら「横山地区」となりますが、総量は10㎡までとなっており、第2種制限地域が20㎡まで、第3種制限地域が30㎡までとしております。

重要文化的景観区域以外の地域は、県条例の規制を引き継ぐため、国道・県道沿いの指定路線沿い等が、引き続き、主な規制区域となります。

県条例の規制区域と市条例の規制区域の全域の比較は、少しページが飛びますが、21ページをご覧ください。

二つ図面を載せておりますが、左が現状の山口県条例の規制区域となります。

県条例では、緑色の線の許可区間、オレンジ色の線の禁止区間の指定路線沿いが主な規制区域となっています。

また、拡大図のとおり、横山地区は、紫色の風致地区が、禁止地域となっております。

これを、市条例では、右の図のように、指定路線沿いの規制区域は県条例と同様に引き継ぎながら、重要文化的景観区域の規制を細かく設定しております。

ページが戻りますが、2ページをご覧ください。こちらは、先ほどの、制限地域の基準について、より詳細に示したものとなり、条例の施行規則で定めるものになります。

時間の都合上、詳細な説明は省略させていただきますが、広告物の地の色、看板等の下地の色の色彩の基準や、先ほどの「総量制限」等について地域ごとにまとめております。

2. 条例案大綱

続きまして、3ページをご覧ください。

本年3月の審議会で、「条例案の大綱」をお示しし、この大綱をもってパブリックコメントを実施する予定と説明させていただきました。

本市のパブリックコメント制度実施要綱では、「条例の基本となる方針について意見を募集する」とされています。

「大綱」は、この「基本となる方針」のことでございまして、市条例制定の背景や目的を3ページ目でお示し、4ページ目の「第1 総則」以降で条文化を見据えた形で条例案の整理を行い、現行の山口県条例と異なる内容等を「ポイント」として、まとめています。

それでは、朱書きで記載しております前回の審議会からの変更・追加事項のうち、主な点について、順に、ご説明させていただきます。

まず、5ページの「3 制限地域等」について、前回の審議会では、文化財保護法関連として、(1)の重要文化的景観区域と(3)の文化財の周辺地域を一つの号にまとめておりましたが、「本市の法務担当による指示」により、規制地域の異なる地域は号を分けております。

その他、法制執務上、朱書きで、追記等した点がありますが、市条例の基準等に影響がない部分は、説明を割愛させていただきます。

次に、6ページの「6 適用除外」についてです。

こちら、「許可申請なく表示・掲出可能」な屋外広告物等を規定しておりますが、(4)で「政治団体が、政治活動のために使用する広告物等」を追記しております。

国の「屋外広告物条例ガイドライン」でも許可申請なく表示・掲出可能なものとして示されてお

第 19 回岩国市景観審議会 会議録

り、市議会からも確認が多かったため、(3)選挙期間中の選挙運動のための広告物等と同様に「許可申請なく表示・掲出可能」としました。

続いて、7ページの「案内誘導広告物」についてです。

案内誘導広告物とは、事業所等への誘導を目的として必要最低限の内容を表示・掲出するものをいいます。

重要文化的景観区域は岩国市を代表する観光地でもあることから集客や誘導のための必要最低限度の案内誘導広告は認めることとしています。

前回までの審議会では、「1施設又は場所当たり2基以下」としておりましたが、「1施設又は場所当たり3基以下」に緩和します。

理由としましては、21ページの資料の左側の拡大図をご覧くださいなのですが、その中に観光駐車場の整備予定箇所をお示ししています。

この「観光駐車場の整備計画」による今後の案内誘導広告物の必要性や、地元説明会でも、「もう少し増やして欲しい」とのご意見があったため、1基増やして3基以下といたしました。

続いて、8ページの「7経過措置」についてです。

こちらは、市条例の施行により違反となる場合に、一定期間、従前のまま引き続き、表示・掲出ができる制度となります。

前回の審議会では、市条例施行後7年間としておりましたが、できるだけ早期に是正されるように「6年間でよいのでは」との意見があったため、変更しています。

続いて、8ページの「9事前協議」についてです。

こちらは、前回の審議会委員の方からご提案があり、「必置の方向で考える」と回答させていただきました。景観条例における事前協議の規定も参考に、「事前協議」について条例に明記しました。

続いて、9ページの「14点検義務」についてです。

こちら、許可期間の3年間につき1度の点検報告で安全性は一定程度担保されることから、許可期間内の変更・改造申請時には、点検結果の報告は求めないこととしました。

「改造」の例としましては、自立式広告物、野立て広告物などに照明装置を後から取り付ける工事があります。このような工事では、安全性が大きく損なわれることはないとの判断をしております。

最後に、14ページの「37手数料」についてです。

「手数料の徴収に関するもの」は、地方自治法（第74条第1項）の直接請求の対象から除かれていることを踏まえ、本市の「パブリックコメント実施要綱」では、「パブリックコメントの対象外」とされているところです。

そのため、前回の審議会やパブリックコメント実施時の資料には、「手数料」について記載してありませんでした

「パブリックコメントの対象外」とはなっておりますが、「本市の法務担当からの指示」により、「岩国市手数料条例」で定めていたものを「本条例」の中に定めることとなりましたので、朱書きで追加・修正しております。

ここまでが、条例案大綱となります。

3. 許可基準

第19回岩国市景観審議会 会議録

続きまして、16ページをご覧ください。

こちら、前回の審議会でもご説明させていただいておりますが、20ページにかけて、地域ごとに、広告物の種類に応じた基準をまとめております。これらは条例の施行規則で定めます。

冒頭1ページ目で概要を説明させていただきましたが、「重要文化的景観区域」は、「第1種制限地域」から「第3種制限地域」となります。

この中で1点、前回の景観審議会から変更した点がありますので、ご報告させていただきます。

17ページと18ページの「壁面広告物」について「壁面等に対する2分の1以下の幅」としておりましたが、地域の掲出状況を考慮し、幅の基準は設けないこととしました。

町家型の建物の中には間口の狭いものもあり、2分の1以下と制限することが妥当ではないものもありますので、削除しました。

4. 前回審議会からの主な変更・追加点

なお、これまで説明させていただきました、「前回の審議会からの主な変更・追加点」は、22ページと23ページに抜粋してまとめております。

6-1. パブリックコメントの概要・結果

続きまして、24ページをご覧ください。

6月16日から7月15日にかけてパブリックコメントを募集しました。その概要と結果となります。

2名の方からご意見をいただき、意見の総数は、3件でございました。

表のうち、番号1のご意見から順番にご説明させていただきます。

まず、番号1では、「一般広告物のうち、自立式広告物の高さ」の緩和を要望されるものでした。

こちらは、今回、市条例で規制を追加する「重要文化的景観区域」以外の地域に関わる基準のため、県条例の規制のままとし、基準の緩和はせず、今後の検討事項としました。

6-2. 広告物活用地区

6-3. エリアマネジメント広告

続いて、番号2-1と2-2についてですが、こちらは、次回の条例改正時に、「広告物活用地区」や「エリアマネジメント広告」による、広告物の規制緩和等により、市の活性化や発展に繋げてほしいというものでした。

こちらは、言葉だけだとイメージがつきにくいいため、25ページと26ページでそれぞれまとめております。

まず、25ページの「広告物活用地区」とは、写真のような繁華街等において、広告物の基準を緩和し、活力ある、まちなみの形成を目指す制度となります。

続きまして、26ページをご覧ください。

こちら、「エリアマネジメント広告」とは、道路等の公共空間において、屋外広告物のスペースを販売し、得られた広告収入の一部で、清掃活動などの公共的な事業を行う場合には、一般広告物の設置が禁止されている地域でも、一般広告物の設置を認めるというものです。

具体例として挙げた、名古屋市では、道路上の工事用仮囲いを活用して得た収益の一部を、清掃活動や花壇の維持管理などの公共還元事業に充て、まちに還元しています。

これらの「広告活用地区」や「エリアマネジメント広告」について、「次回の条例改正時に検討してほしい」というご意見であり、「重要文化的景観区域」以外の地域に関わる基準のため、基準の緩

第19回岩国市景観審議会 会議録

和はせず、今後の検討事項としました。

以上がパブリックコメントのご意見となりますが、結果としては、ご意見による条例案の変更はしないこととします。

7. 説明会概要

続きまして、27ページをご覧ください。

7月に計3回、市民や事業主、市内の屋外広告業者を対象とした説明会を実施しました。その際の主なご意見と回答になります。

基準や経過措置等について様々なご意見をいただきましたが、大きな反対意見はなく、条例案について概ね皆様のご理解は得られていたと考えております。

(参考1) 条例案

続きまして、28ページをご覧ください。

こちらが、現時点の変更・修正点を反映した条文案となりますが、条文化するための基本方針は、条例案大綱としてご説明させていただきましたので、参考資料としております。

今後、本市の法務担当等と議案上程に向けて最終的な確認作業を行う中で多少修正がかかるかと思っておりますので、現時点での条文案ということになります。

(参考2) パブリックコメントの概要・結果（公開用）

最後に、45ページをご覧ください。

先ほどは、提出のあったご意見の要旨だけまとめましたが、こちらは、ご意見をなるべく省略せず、記載したものです。こちらの内容で、市ホームページで公表中ですので参考資料としております。

議題2につきましては、以上となります。説明が長くなりましたが、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○鷗会長

ありがとうございました。

それでは少しボリュームありますけれども皆さん方からご意見、ご質問ございましたら。

どこからでも結構です。

いかがでしょうか。

こちらから1点確認してよろしいですか。

6ページの先ほど赤字で書かれたという政治資金規正法の件ですけど、選挙期間中のポスターっていうのはこれ適用除外っていうのは、わかるんですけども、この(4)については、通常の選挙活動も、例えばチラシ・ポスター等もこれだとOKですか。

○事務局

景観整備課増原です。

今のご質問なんですけど、あくまでも選挙活動に関わらないもの、政治活動に限定したものです。

「私が立候補しました」とかそういうふうな広告物でしたら、対象ではございません。

○鷗会長

第19回岩国市景観審議会 会議録

要は何かこう、メッセージみたいなね。

何々党の何かメッセージみたいな、一般的なメッセージみたいなのが適用除外になるわけですか。政治絡みでの後援会事務所とか、直接選挙の期間中はだめだってわかるんですけど、ただそのメッセージは、提示していいっていうとすべて掲示していいってことですか。

○事務局

はい。それはですね、原則的には、選挙管理委員会とかが判子を押してもらうもののみが提示できます。

○鶴会長

でも選挙管理委員会が判子押すのは、岩国市全域ですよ。

これは、屋外に掲示してもよろしいですよっていう意味の選挙管理委員会の許可ですよ。

これはあくまでも景観重点地区の、非常にデリケートな場所に置いて、選挙のメッセージなんかを掲出していいかどうかという判断は、多分選挙管理委員会ではできないんじゃないですか。

○事務局

選挙に係る、投票行為等に関わる内容に関しては、一言条文を付け足ささせていただいたのが、今、手数料に関しては、無料にはさせていただいて、ただ掲示自体を、この政治活動に関しては、民主主義の基本原則というところである程度認めましょうという、屋外広告物法の方にも、そういう政治活動等に関しては、そういった配慮をなささいという規定がございます、また資料の方にも示させていただいたんですけど、国土交通省がガイドラインを出しているのですがそちらを見ましても適用除外にしております。

○鶴会長

ありがとうございました。

国土交通省も適用除外にしてるようですので、はい、適用除外とさせていただきたい。

○事務局

ただし、べたべた貼り出されるのは、ちょっとどうかなっていうのは、ここはこういう区域なので、少し控えてもらったり、数を減らしてもらったりという話は当然させていただきたいと。そこはしっかり話をさせていただけたらいいと思います。

○村越委員

村越です。42 ページの手数料なんですけど、これって金額は、他の市町と比べても、同じくらい、高くはないよということで、これが一般的な金額なんでしょうか。

○事務局

現在の県条例のままです。県内の萩市と下関はちょっとわからないんですけどそれ以外は同じです。

第 19 回岩国市景観審議会 会議録

ちょっと補足いたしますと、手数料の条例自体は市の条例で、県から権限移譲を受けたときに県内ある程度統一の金額にはして、それを今回市条例案でも同じ金額にしています。

○村越委員

はい。

もう少し高い方がいいんじゃないかなと。

○事務局

物価等いろいろ変動があります。

そのときの情勢によっては、他の部局の手数料も含めて、全体的に決定されることもございます。

○村越委員

はい。

ありがとうございます。

○坂根委員

今、村越さんからお話のあった、手数料のところ、気づいたんですけど、気球広告ってアドバランに載ってるってやつですよ、きっと。あれって使っても1週間とかぐらいしかないんじゃないですか。一時的なものでも許可出さないよってということですか。

○事務局

景観整備課の石尾と申します。

先ほどの一時的な表示についてなんですが、これについて山口県条例の方で10日以内という形で定められています。

今回の岩国市の条例案では他市町の定義する「一時的な表示の期間」と比較検討した上で、一時的な表示の期間を30日以内という形で規則に明記して、定義しております。

○坂根委員

垂れ幕とかもそういう感じになるってことですか。

スーパーの「何とか大売り出し」みたいなので、その期間1か月もないぐらいだと申請しなくてよくて、30日超えるものだと申請してくださいよってことですよ。

30日以内は出さなくていいということですか。

○事務局

そうですね。

30日未満のようなものは申請・手数料の対象外という形になっています。

○坂根委員

ありがとうございます。

○鷗会長

その他ございますか。

条例案ですので、意見なければ、この市長に答申するというという手続なんですけれども、よろしいですか。

○坂根委員

9 ページの点検義務のところの赤字で書かれてるところの変更・改造の許可申請を行うときは点検の結果の提出は不要としますって書いてあるんですけど、よく現場あるあるで、改造するときに、カバーを外してみたら中がボロボロっていうときで、ある時にその点検でも予算の関係でそのまま貼って、直しちゃうってことも実際問題あると思うのです。

改造許可の申請を行うときに、提出される内容をどこまで求めるかっていうのが大事じゃないかなと思うんですよね。

点検許可、点検のときって多分腐食がどうこうとかっていう倒壊の危険度を見て、出してると思うんですけども、変更・改造のときにその点検の結果の提出が不要だと、できたものの申請というかその中身の提出物のところで、どの程度のものを改造してこうなってますよっていうのは見ないということで大丈夫ですか。そういう意味合いではないですか。

○事務局

ありがとうございます。

まず変更・改造の前に許可の申請自体は3年ごとにやっていただくようになります。

初めの設置の前にまず新規申請していただき、許可期間3年後のときに更新申請っていう形で、3年ごとに更新の申請をしていただくという形になります。

変更改造申請っていうのが、その3年間の間の期間の申請のことを指してますので、それについては今回点検不要という形にしております。

ただ更新申請自体はずっと3年ごとに、続いていくような形になりますので、その都度、安全点検という形で、安全性は担保する形で予定しております。

○坂根委員

3年ごとに更新申請するときに、点検の結果をつけていくっていう、それで担保という形っていう認識で大丈夫ですか。

○事務局

はい。そういった認識で間違いありません。

○坂根委員

ありがとうございます。

○鷗会長

第 19 回岩国市景観審議会 会議録

ありがとうございます。

その他、いかがですか。

大きな修正の意見ということではないようです。

原案のとおりで市長に答申するということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○鶴会長

それでは、ご異議がないというふうに述べさせていただきます。

議案 2、諮問第 5 号につきましては、当審議会として原案のとおりで支障ないという旨を市長に答申させていただきます。

答申書は私の方で改めて市長へお渡しします。

ちなみにこれスケジュール的なものは、説明はございますか。

○事務局

条例として上げるのは 12 月議会になります。

○鶴会長

12 月議会で最終的に審議・承認されるということによろしいでしょうか。

○事務局

そうですね、議会の方で審議・承認されるということになります。

○事務局

ただいま岩国市屋外広告物等に関する条例案について支障ない答申をいただきありがとうございます。今まで、市の方は、このエリア（城下町地区）につきましては、景観を整えるということで、民間の方にもご協力いただき、建物等の修景に対して補助を出させていただいています。公共施設でしたら、景観塗装などにより配慮してまいりまして、世界文化遺産登録に向けて取り組んでまいりました。

横山地区は昔から風致地区に指定されており、県の屋外広告物条例でも規制されていましたが、それ以外のエリアについては、広告物に対する制限がありませんでしたので、今回、市条例の中で設けさせていただきました。

今後、本日の答申を受けましてですね、次回の審議会では、制限地域と指定地域についてお諮りさせていただく予定としています。

また、条例制定に向けた手続きとしては先ほどお話がありましたように、この 12 月議会の議案の上程の方を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○鷗会長

ありがとうございます。

本日の議題は以上でございます。

7 その他 景観賞について

○事務局

議題ではないんですけど、その他として、今年度の景観啓発事業につきまして、事務局の方からご説明させていただきます。冒頭、鷗会長の方からもご挨拶の中でおりましたとおり、景観整備課の方で景観啓発の事業をいろいろ取り組んでいる中で、景観賞、こちら2年に1回開催してるんですけど、景観賞を開催しますので、現時点の方向性について、報告させていただこうと思います。

いわくに景観賞につきましては、景観への意識や関心を深めていただくことを目的に景観まちづくり活動を行う個人や団体さん、その他の景観上すぐれた建造物自体を表彰するものでございまして、平成29年度に第1回を開催し、2年に1回開催しているものでございます。

今年度につきましては4回目、コロナ禍をはさんで4回目の開催になるんですけども、前回は写真コンテストという形で実施をいたしました。

今年度、引き続き写真コンテストを開催したいと思っているんですけども、ちょうど岩国市が市町村合併をしてから20周年に当たります。

10周年、20周年と、岩国市が続いていく中で、将来を背負う子供たちの景観意識等を高めていきたいと考えておりますので、前回子ども部門というものはなかったんですけども、今回は子ども部門というのも追加して、写真コンテストを開催したいと思います。

こちらの写真コンテストの今後のスケジュールは予定ではあるんですけども、10月ぐらいから1か月ないし2か月程度写真を募集して、そのあとで、前回2年前は文書でこういう写真が届いて皆様に事前審査をいただいて、そのあと、景観審議会を開催させていただいて、事前審査である程度選んでいただいた写真の中で、最終的な賞を設定いただき、授賞式を行っており、今回も同様の流れを考えております。景観賞の現時点の方向性に関しましては、以上でございます。

8 閉会

○鷗会長

それでは、今日本日予定されている、すべての案件が終了でございますけれども、全体を通して皆様、ご意見ございませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして第19回岩国市景観審議会は閉会とさせていただきます。ありがとうございます。